

広島県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

平成二十八年十一月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
老人ホーム	軽費老人ホーム コーポなばら	広島市安佐北区可部町 大字上町屋 1539 番地	平成 28 年 11 月 15 日